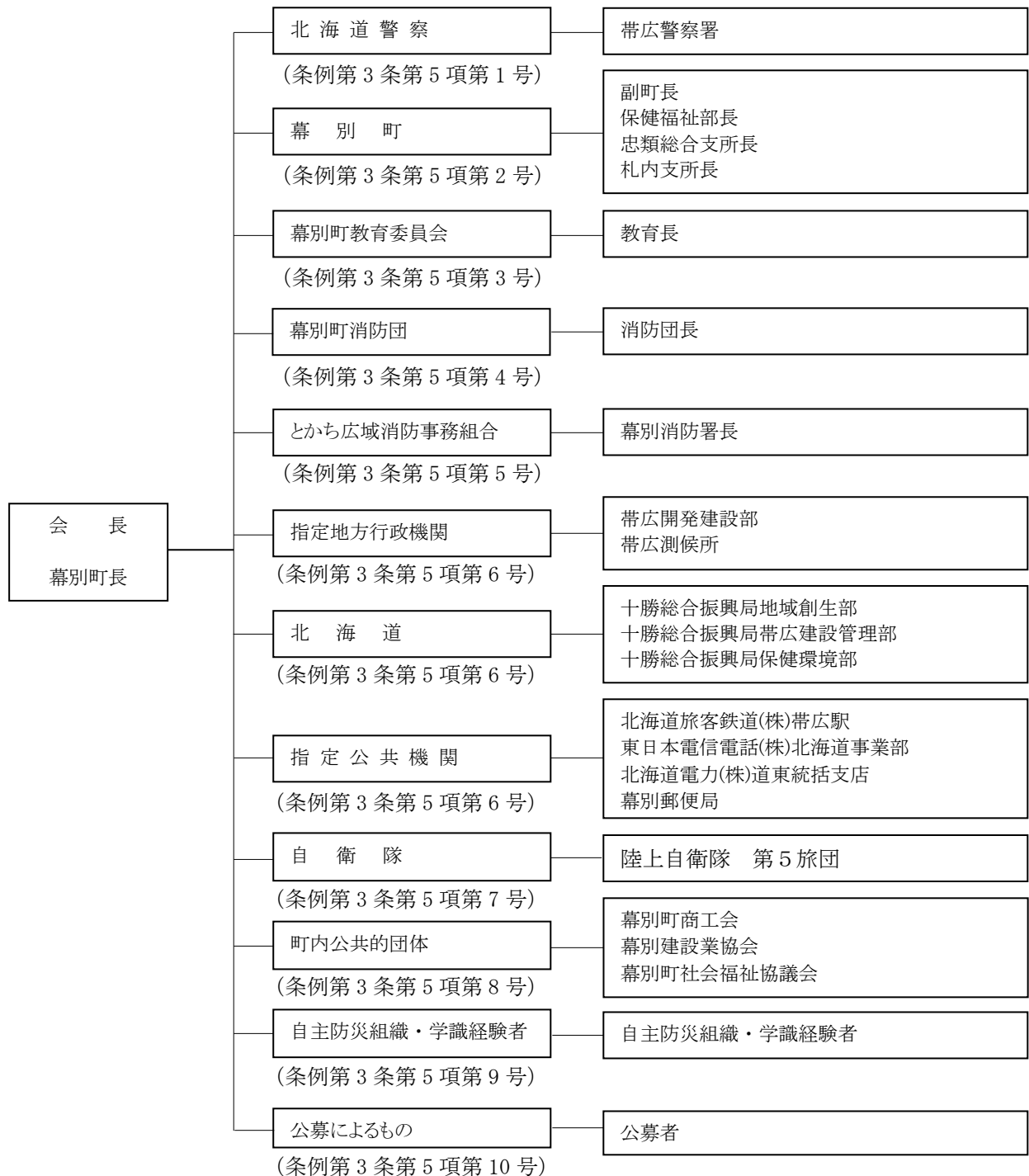


第3章 防災組織

第1節 防災会議

町防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第5項の規定に基づく幕別町防災会議条例（昭和38年3月23日条例第2号）第3条5項に定める者を委員として組織するものであり、本町における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害情報の収集、関係相互間の連絡調整を行う。

1 防災会議の組織



2 防災会議の運営

幕別町防災会議条例及び幕別町防災会議運営規程に定める。「資料編 1-1、1-2」のとおり

第2節 幕別町災害対策本部

幕別町災害対策本部（以下「本部」という。）は、基本法及び幕別町災害対策本部条例（昭和38年3月23日条例第3号）に基づいて、災害時は、町防災会議と密接な連絡のもとに設置し、災害予防、応急対策を実施する。

1 本部の設置基準

本部の設置は、基本法第23条の2第8項の規定により、次の各号の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

- (1) 暴風、暴風雪、大雨、大雪若しくは洪水警報又は大津波警報（特別警報）が発表され、甚大な被害をもたらす災害が発生し、または発生する恐れがあるとき。
- (2) 主要河川が、警戒水位に達し、または達する恐れがあるとき。
- (3) 震度5（弱）以上の地震が発生したとき。
- (4) 震度4以下であっても、地域的に災害対策を要する被害が発生し、または発生する恐れがあるとき。
- (5) 大規模な火災、爆発等が発生し、その規模及び範囲からして特に総合的な対策を要するとき。
- (6) その他災害が町民生活に重大なる影響を及ぼす災害が発生し、または発生する恐れがあるとき。

2 本部設置の周知

本部を設置したときは、直ちに関係者、機関等に周知する。なお、職員及び関係機関の情報伝達の方法については、「第5章 第1節 災害情報通信計画及び情報伝達計画」に定める。

- (1) 全職員（庁内放送、電話、庁内LAN、メール）
- (2) 防災関係機関、十勝総合振興局及び報道機関（電話、無線電話、伝令）
- (3) 一般住民への周知（報道機関の広報協力、広報車、防災行政無線、電話、FAX、LINE、メール、ホームページ）

3 本部設置場所

- (1) 本部は幕別町役場に設置する。
この場合、本部機能として役場（防災環境課）に本部情報連絡室、忠類総合支所（地域振興課）に忠類地域情報連絡室、札内支所（住民課）に札内地域情報連絡室を同時に設置する。（「本節 7 本部の運営」を参照）
ただし、無線基地局については、「第5章第2節災害通信計画 3 専用通信設備 (1)無線通信施設の利用」の定めによる。
- (2) 本部を設置したときは、本庁舎正面玄関及び本部前に本部標識板を掲示する。

4 現地本部の設置

- (1) 本部長は、早急な諸対策を行うために必要と認めるときは、災害発生地域に現地本部を設置することができる。
- (2) 現地本部には、現地本部長及び現地本部員等を置き、本部長が指名する者をもってこれにあてる。

- (3) 現地本部長は、常に本部と連絡を保ち、的確な指示、情報交換により、適切な措置を講ずる。

5 本部の廃止

- (1) 本部長は、次の各号の一に該当する場合に廃止する。

ア 当町の地域において災害発生の危険が解消したとき。

イ 災害に関する応急対策措置が概ね完了したとき。

ウ 公共機関及び公共的機関の災害応急措置が概ね完了し、町民生活に障害となる状況が解消されたと認めるとき。

- (2) 本部を廃止したときは、各防災機関、十勝総合振興局、報道機関等に通知する。

- (3) 廃止後においても、災害事務、救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する部課に業務を引き継ぎ、それぞれの関係部課において対策業務を執り行う。

この場合、防災環境課は、業務の内容、遂行状況等について、各部からの報告を求め、常に全体状況を把握し、また必要な指示を行う。

6 本部の組織及び事務所掌

- (1) 本部に部及び班を置く。

- (2) 本部の組織は「図表 3-2-1 本部組織図」のとおりとする。

- (3) 部・班の名称、部長・班長にあてられる職員、担当する部課及びそれぞれの部・班の所掌事務は「別表 3-2-1 本部の業務分担」のとおりとする。

- (4) 各班の編成及び所掌事務は、原則として「図表 3-2-1 本部組織図」、「別表 3-2-1 本部の業務分担」によるが、災害状況等により部内で調整、編成替えを行い、適切な活動を行う。
この場合、部内での変更分担事務は各部長が定め、指示するとともに、本部へ報告する。

- (5) 災害状況、または特に必要と認めるときは、本部長は「図表 3-2-1 本部組織図」と異なる編成を各部・班に指示することができる。

7 本部の運営

本部が設置された場合、本部に「本部会議」、「本部情報連絡室」、忠類総合支所に「忠類地域情報連絡室」及び札内支所に「札内地域情報連絡室」を置く。

- (1) 本部会議

ア 本部会議は本部長、副本部長、対策部長をもって構成する。

(ア) 本部長 町長

町長が不在等の場合は、次の順位でその任務にあたる。

a. 副町長

b. 教育長

(イ) 副本部長 副町長、教育長

(ウ) 対策部長 部長職にある者

- (エ) 本部情報連絡室員 防災環境課職員及び本部長が指名した職員
- (オ) 忠類地域情報連絡室員 地域振興課職員及び本部長が指名した職員
- (カ) 札内地域情報連絡室員 札内支所住民課職員、住民相談室職員及び本部長が指名した職員

イ 本部会議の協議事項

- (ア) 本部の非常配備体制の確立及び廃止に関する事
- (イ) 災害情報、被害状況の分析に関する事
- (ウ) 災害予防及び災害応急対策の実施並びに総合調整に関する事
- (エ) 職員の配備体制の切り替え及び廃止に関する事
- (オ) その他災害対策に関する重要な事項

ウ 本部会議の開催

- (ア) 本部会議は、本部長が必要により招集し、開催する。
- (イ) 各対策部長は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (ウ) 各対策部長は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
- (エ) 各対策部長は、会議の招集を必要と認めるときは副本部長にその旨を申し出る。

(2) 本部情報連絡室・忠類地域情報連絡室・札内地域情報連絡室

ア 本部情報連絡室、忠類地域情報連絡室及び札内地域情報連絡室は、災害に関する情報等の収集及び受理、災害対策に係る指令の伝達等の事務にあたる。

イ 本部情報連絡室は、住民生活部防災環境課に置き、構成は次のとおりとする。

- (ア) 室 長 住民生活部長（民生対策部長（衛生業務に限る。））
- (イ) 副室長 防災環境課長（庶務班長）
- (ウ) 副室長 防災環境課参事（庶務副班長）
- (エ) 室 員 防災環境課職員（庶務班員）
- (オ) 連絡員 各対策部長が指名した職員をもってあてる。

ウ 忠類地域情報連絡室は、忠類総合支所地域振興課に置き、構成は次のとおりとする。

- (ア) 室 長 忠類総合支所長（忠類地域対策部長）
- (イ) 副室長 地域振興課長（庶務班長）
- (ウ) 室 員 地域振興課職員（庶務班員）
- (エ) 連絡員 各対策部長が指名した職員をもってあてる。

エ 札内地域情報連絡室は、札内支所住民課に置き、構成は次のとおりとする。

- (ア) 室 長 札内支所長（札内地域対策部長）
- (イ) 副室長 札内支所住民課長（庶務班長）及び住民相談室参事（庶務副班長）
- (ウ) 室 員 札内支所住民課職員（庶務班員）
- (エ) 連絡員 各対策部長が指名した職員をもってあてる。

オ 室長は、災害の規模、状況等に応じて、必要な部の情報連絡員を本部情報連絡室、忠類地域情報連絡室及び札内地域情報連絡室に常駐させ、所属部の災害情報連絡責任者との連絡にあたらせる。

(3) 災害情報連絡責任者

ア 各対策部長は、あらかじめ所属職員の中から災害情報連絡責任者（以下「情報連絡責任者」という。）を指名し、「様式3-2-1 非常配備編成計画書」により防災環境課、地域振興課及び札内支所住民課に報告する。

イ 情報連絡責任者の業務は次のとおりである。

- (ア) 所属部内の職員の動員、配備体制の状況把握
- (イ) 所属部所掌事務に係わる災害、被害状況の調査収集
- (ウ) 応急対策の実施、活動状況の把握
- (エ) 応急災害対策実施に係る災害に関する情報（以下「災害情報等」という。）の取りまとめ
- (オ) 本部情報連絡室と忠類地域情報連絡室及び札内地域情報連絡室との情報伝達及び所属部内との連絡調整

なお、本部情報連絡室及び忠類地域情報連絡室及び札内地域情報連絡室との情報伝達は、原則として連絡室常駐係員にそれぞれ部の情報連絡員を通じて行う。また、忠類地域情報連絡室及び札内地域情報連絡室は、地域の情報連絡責任者からの「災害情報等」についてとりまとめ、本部情報連絡室に報告する。

ウ 前項の「災害情報等」の報告は、「第5章 第1節 災害情報収集及び伝達計画」に定める。

8 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、現地本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地本部担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行うものとする。

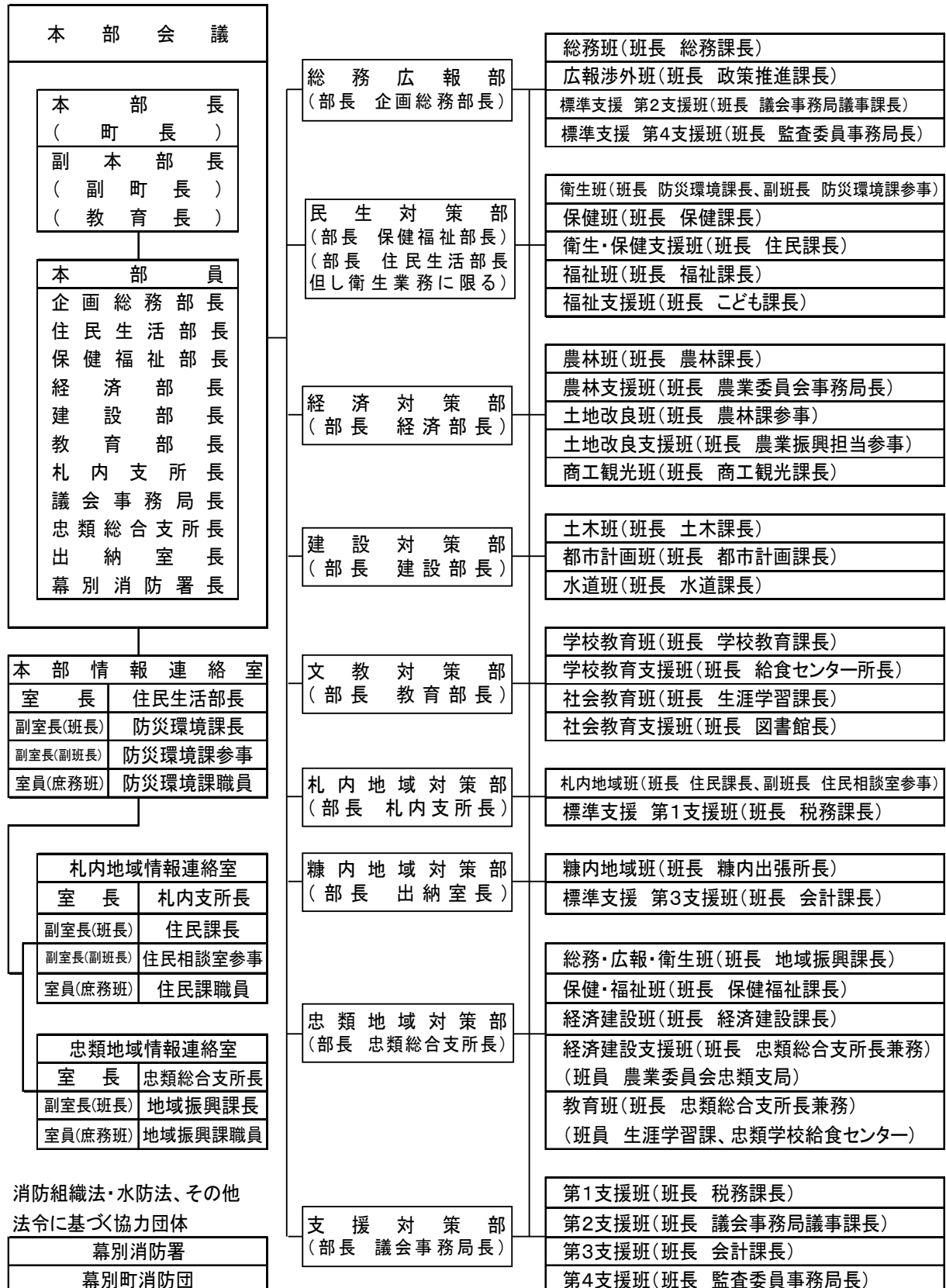
9 職員災害非常配備体制

- (1) 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制をとる。

ただし、本部が設置されない場合にあっても、非常配備に関する基準により配備体制をとることができる。

- (2) 非常配備の種別、配備体制、活動内容等の基準は、「別表3-2-2 幕別町職員災害非常配備体制表」のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。

図表3-2-1 本部組織図



別表3-2-1 本部の業務分担

※ 避難所担当職員は、避難所の開設指示があった場合、原則として、この所掌事務に優先して対応するものとする。

部名	班 名 (属する課)	所 掌 事 項
本部 情報連絡室	庶 務 班 (防災環境課)	1. 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事 2. 本部の庶務及び各部との連絡調整に関する事 3. 消防機関との連絡調整に関する事 4. 関係団体、住民組織等の連絡及び出動要請に関する事 5. 各地区との情報連絡に関する事 6. 本部会議及び本部情報連絡に関する事 7. 気象等特別警報・警報・注意報、雨量、河川水位等の情報収集に関する事 8. 通信連絡機能の確保に関する事 9. 災害状況の取りまとめに関する事 10. 災害日誌及び災害記録に関する事 11. その他特命事項に関する事
忠類 地域情報連絡室	庶 務 班 (地域振興課)	1. 忠類地域対策部の庶務及び各部との連絡調整に関する事 2. 消防機関との連絡調整に関する事 3. 本部情報連絡室への情報連絡に関する事 4. 気象等特別警報・警報・注意報、雨量、河川水位等の情報収集に関する事 5. 通信連絡機能の確保に関する事 6. 関係団体、住民組織等の連絡及び出動要請に関する事 7. 各地区との情報連絡に関する事 8. 災害状況の取りまとめに関する事 9. 災害日誌及び災害記録に関する事 10. その他特命事項に関する事
札幌 地域情報連絡室	庶 務 班 (住民課) (住民相談室)	1. 札幌地域対策部の庶務及び各部との連絡調整に関する事 2. 消防機関との連絡調整に関する事 3. 本部情報連絡室への情報連絡に関する事 4. 気象等特別警報・警報・注意報、雨量、河川水位等の情報収集に関する事 5. 通信連絡機能の確保に関する事 6. 関係団体、住民組織等の連絡及び出動要請に関する事 7. 各地区との情報連絡に関する事 8. 災害状況の取りまとめに関する事 9. 災害日誌及び災害記録に関する事 10. その他特命事項に関する事

総務広報部	総務班 (総務課)	1. 本部職員の非常招集に関する事 2. 本部職員の衣服、食糧及び寝具の調達供給に関する事 3. 自衛隊の派遣要請（撤収含む）及び報告に関する事 4. 国・道に対する要請及び報告に関する事 5. 他町村等の応援要請に関する事 6. 食糧及び生活物資等の災害時必要品の手配及び調達に関する事 7. 避難所、炊き出し所及び救護所の設営工事に関する事 8. 避難所の開設、管理及び実施に関する事 9. 被災地域住民の避難誘導に関する事 10. 被災地応急物資及び本部職員の輸送に関する事 11. 災害時における電力の確保に関する事 12. 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事 13. 町有財産（教育施設を除く）の応急利用に関する事 14. 労務供給対策に関する事 15. 災害応急対策従事者の公務災害補償に関する事 16. 他の部の主管に属さない事 17. その他特命事項に関する事
	広報渉外班 (政策推進課)	1. 本部長、副本部長の秘書に関する事 2. 住民に関する警報、避難命令、災害情報等の広報に関する事 3. 町内の被害現場の写真撮影に関する事 4. 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関する事 5. 本部が行う発表及び報道機関との連絡調整に関する事 6. 災害に関する相談、苦情等の処理に関する事 7. 自衛隊及び、国、道への支援要請後の受入れに関する事 8. 国、道、関係機関への災害復旧陳情等の調整に関する事 9. 国、地方公共団体等からの災害視察者に関する事 10. 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関する事（被災者家族の対応含む） 11. 災害復旧と総合計画の調整に関する事 12. 災害対策の予算及び資金に関する事 13. その他特命事項に関する事
民生対策部	衛生班 (防災環境課)	1. 被災地の環境衛生保持に関する事 2. 災害時の清掃計画の作成及び実施に関する事 3. 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関する事 4. 防疫業務に関する事 5. その他特命事項に関する事
	保健班 (保健課)	1. 被災者の生活に関する事 2. 医療施設の災害対策に関する事 3. 医療施設の被害調査に関する事 4. 医療救護に関する事 5. 被災地の伝染病予防及び患者の収容に関する事 6. 応急救護所の開設及び管理に関する事 7. 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関する事 8. 救急薬品の供給に関する事 9. 死体の収容安置に関する事 10. その他特命事項に関する事

	衛生・保健支援班 (住民課)	1. 被災者の生活支援及び被災地の環境衛生に関すること 2. 衛生班・保健班の支援に関すること 3. その他特命事項に関すること
	福 祉 班 (福祉課)	1. 要配慮者安否確認及び被害調査に関すること 2. 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 3. 要配慮者に対する避難誘導等の安全確保に関すること 4. 福祉避難所の開設、管理及び実施に関すること 5. 義援金品等の受付、保管及び配分に関すること 6. 災害ボランティアの受入れに関すること 7. 日本赤十字社救助活動との連絡調整に関すること 8. 被災者に対する各種福祉資金に関すること 9. その他特命事項に関すること
	福祉支援班 (こども課)	1. 保育園児及び学童保育児童の避難、誘導等の安全確保に関すること 2. 児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 3. 福祉班の支援に関すること 4. その他特命事項に関すること
経 済 対 策 部	農 林 班 (農林課)	1. 農地、山林、農畜産林業施設、農林産物及び家畜等の被害調査並びに応急対策に関すること 2. 被災農林業者に対する援護対策に関すること 3. 被災地の病害虫の防疫に関すること 4. 被災地の家畜の伝染病予防及び防疫に関すること 5. 林野の火災予防に関すること 6. 林野火災の被害調査に関すること 7. 災害時における農林業関係機関との連絡調整に関すること 8. その他特命事項に関すること
	農林支援班 (農業委員会)	1. 災害時の農林畜産関係資金の融資に関すること 2. 飼料の確保に関すること 3. 農林班の支援に関すること 4. その他特命事項に関すること
	土地改良班 (農林課参事)	1. 土地改良施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 土地改良施設の災害復旧工事に関すること 3. 幕別ダムに関する状況調査及び関係機関との調整に関すること 4. その他特命事項に関すること
	土地改良支援班 (農業振興担当)	1. 土地改良施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 土地改良班の支援に関すること 3. その他特命事項に関すること
	商工観光班 (商工観光課)	1. 商工業関係被害の調査に関すること 2. 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関すること 3. 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関すること 4. 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関すること 5. 観光施設の災害対策、被害調査に関すること 6. 入込客対策に関すること 7. 労務供給対策に関すること 8. その他特命事項に関すること

建設 対策 部	土 木 班 (土木課)	1. 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関する事 2. 道路、河川、橋梁及び堤防等の被害調査及び応急対策に関する事 3. 危険水防区域の警戒巡視に関する事 4. 治水計画の実施についての連絡調整に関する事 5. 土木施設に関する災害復旧工事に関する事 6. 公園、緑地の被害調査及び応急対策に関する事 7. 公園、緑地の災害復旧工事に関する事 8. 障害物の除去に関する事 9. 派遣自衛隊の誘導、撤収及び連絡調整に関する事 10. 食糧及び応急資機材等の輸送路に関する事 11. 災害交通路線調査及び運行路線の確保に関する事 12. 砂利道等の災害復旧に関する事 13. 応急作業用車両等の確保及び輸送に関する事 14. 災害時の車両の確保及び配車に関する事 15. その他特命事項に関する事
	都市計画班 (都市計画課)	1. 公営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 2. 応急仮設住宅の建設に関する事 3. 被災住宅の応急措置に関する事 4. 被害家屋等の被害調査に関する事 5. 被害家屋等の応急危険度判定に関する事 6. その他特命事項に関する事
	水道班 (水道課)	1. 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事 2. 浸水防止対策に関する事 3. 機動給水に関する事 4. 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事 5. 配水調整に関する事 6. 水源及び配水施設の管理に関する事 7. 給水機器の確保及び輸送に関する事 8. 被災上下水道施設の応急修理に関する事 9. 上下水道施設の災害復旧工事に関する事 10. 水質の保全及び水源河川状況調査に関する事 11. 上下水道施設の災害に伴う相互応援に関する事 12. その他特命事項に関する事
文教 対策 部	学校教育班 (学校教育課)	1. 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 2. 被災学校教育施設の写真撮影及び収集に関する事 3. 学校教育施設の災害復旧工事に関する事 4. 児童生徒の安全確保及び教護に関する事 5. 学校教育施設の応急利用に関する事 6. 各小・中学校、高校及び幼稚園との連絡調整に関する事 7. 被災学校の医療及び防疫に関する事 8. 教職員の動員に関する事 9. その他特命事項に関する事
	学校教育支援班 (幕別給食センター)	1. 災害時の学校給食に関する事 2. 学校教育班の支援に関する事 3. その他特命事項に関する事

	社会教育班 (生涯学習課)	1. 社会教育施設の被害調査及び応急対策実施に関する事 2. 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関する事 3. 社会教育施設の応急利用に関する事 4. その他特命事項に関する事
	社会教育支援班 (図書館)	1. 教科書及び学用品の調達並びに支給に関する事 2. 社会教育班の支援に関する事 3. その他特命事項に関する事
支援 対策 部	第1～4支援班 (税 務 課) (議会事務局) (会 計 課) (監査委員事務局)	1. 被災地への災害応急物品等の手配、調達に関する事 2. 被災地への応急物資の輸送支援に関する事 3. 札内地域班、糠内地域班の緊急支援に関する事 4. 3以外の各班への緊急支援に関する事 5. その他特命事項に関する事
忠 類 地 域 対 策 部	忠類地域対策部 (共通事項)	1. 災害対策本部のうち、忠類地域の応急対策を実施する事 2. 被害情報収集・対策など本部との連携を十分に図る事
	総務・広報 ・衛生班 (地域振興課)	1. 忠類地域対策部職員の非常招集に関する事 2. 忠類地域対策部職員の衣服、食糧及び寝具の調達供給に関する事 3. 災害応急物品等の手配及び調達に関する事 4. 避難所、炊き出し所及び救護所の設営工事に関する事 5. 避難所の開設、管理及び実施に関する事 6. 被災地域住民の避難誘導に関する事 7. 被災地応急物資及び忠類地域対策部職員の輸送に関する事 8. 災害時における電力の確保に関する事 9. 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事 10. 町有財産（教育施設を除く）の応急利用に関する事 11. 住民に関する警報、避難命令、災害情報等の広報に関する事 12. 被災地の環境衛生保持に関する事 13. 災害時の清掃計画の作成及び実施に関する事 14. 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関する事 15. 防疫業務に関する事 16. 商工業関係被害調査に関する事 17. 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事 18. 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関する事 19. 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関する事 20. 観光施設の災害対策、被害調査に関する事 21. 入込客対策に関する事 22. 労務供給対策に関する事 23. その他特命事項に関する事

	保健・福祉班 (保健福祉課)	1. 被災者の生活に関すること 2. 医療施設の被害調査に関すること 3. 被災地の伝染病予防及び患者の収容に関すること 4. 応急救護所の開設及び管理に関すること 5. 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関すること 6. 救急薬品の供給に関すること 7. 死体の収容安置に関すること 8. 要配慮者安否確認及び被害調査に関すること 9. 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 10. 要配慮者に対する避難誘導等の安全確保に関すること 11. 福祉避難所の開設、管理及び実施に関すること 12. 災害ボランティアの受入れに関すること 13. 保育園児及び学童保育児童の避難、誘導等の安全確保、応急救護に関すること 14. その他特命事項に関すること
	経済建設班 (経済建設課)	1. 農地、山林、農畜産林業施設、農林産物及び家畜等の被害調査並びに応急対策に関すること 2. 被災農林業者に対する援護対策に関すること 3. 被災地の病虫害の防疫に関すること 4. 被災地の家畜の伝染病予防及び防疫に関すること 5. 林野火災の予防および被害調査に関すること 6. 災害時における農林業関係機関との連絡調整に関すること 7. 土地改良施設の被害調査、応急対策及び災害復旧に関すること 8. 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関すること 9. 道路、河川、公園、橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること 10. 危険水防区域の警戒巡視に関すること 11. 道路、河川、公園、橋梁、上下水道等の災害復旧工事に関すること 12. 障害物の除去に関すること 13. 公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること 14. 応急仮設住宅の建設に関すること 15. 被災住宅の応急措置に関すること 16. 被害家屋等の被害調査に関すること 17. 被害家屋等の応急危険度判定に関すること 18. 食糧及び応急資機材等の輸送に関すること 19. 被災交通路線調査及び運行路線の確保に関すること 20. 砂利道等の災害復旧に関すること 21. 応急作業用車両等の確保及び応急資材の調達輸送に関すること 22. 災害時の車両の確保及び配車に関すること 23. 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 24. 浸水防止対策に関すること 25. 機動給水に関すること 26. 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること 27. 配水調整に関すること 28. 水源及び配水施設の管理に関すること 29. 給水機器の確保及び輸送に関すること 30. 水質の保全及び水源河川状況調査に関すること 31. その他特命事項に関すること

	経済建設支援班 (農業委員会 忠類支局)	1. 災害時の農林畜産関係資金の融資に関する事 2. 飼料の確保に関する事 3. その他特命事項に関する事
	教 育 班 (生涯学習課)	1. 学校教育施設・社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 2. 被災学校教育施設及び社会教育施設の写真撮影及び収集に関する事 3. 学校教育施設及び社会教育施設の災害復旧工事に関する事 4. 児童生徒の安全確保及び救護に関する事 5. 学校教育施設・社会教育施設の応急利用に関する事 6. 各小・中学校との連絡調整に関する事 7. 被災学校の医療及び防疫に関する事 8. 災害時の学校給食に関する事 9. 教職員の動員に関する事 10. 教科書及び学用品の調達並びに支給に関する事 11. 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関する事 12. その他特命事項に関する事
札内地域対策部	札内地域班 (住民課) (住民相談室)	1. 災害対策本部のうち、札内地区の災害情報の収集及び報告を行い、本部との十分な連携を図る事 2. 本部各班関連対策業務の報告に関する事 3. 各班への緊急支援に関する事 4. 札内地域対策部職員の非常招集に関する事 5. 札内地域対策部職員の衣服、食糧及び寝具の調達供給に関する事 6. その他特命事項に関する事
糠内地域対策部	糠内地域班 (糠内出張所)	1. 災害情報の収集及び報告に関する事 2. 本部各班関連対策業務報告に関する事 3. 各班への緊急支援に関する事 4. その他特命事項に関する事

別表3-2-2 幕別町職員非常配備体制表

(1)風水害等災害時の警戒体制

区 分	【 第 1 次 警 戒 体 制 】
配備基準	1 町内河川の水位観測所のうち、いずれかが水防団待機水位を超えたとき 2 幕別町に大雨警報（浸水害・土砂災害）、暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき 3 河川の水位や降雨等の状況から災害が発生するおそれがあり、防災環境課長及び地域振興課長が必要と認めるとき（降雨の目安：時間降雨量25mm以上又は24時間降雨量80mmに達したとき）
活動内容	1 防災環境課長及び地域振興課長は、第2次警戒体制を速やかにとるための連絡体制を確立し、主に状況の把握と連絡活動を行える体制とする。また、必要に応じて関係部課長へ状況を通知する。 2 第2次警戒体制関係課の部課長は（自宅）待機とし、状況によっては速やかに参集できる体制とする。 3 防災環境課長及び地域振興課長は、状況に応じて、全職員を（自宅）待機とすることができる。
区 分	【 第 2 次 警 戒 体 制 】
配備基準	1 幕別町に洪水注意報が発表され、町内河川の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき 2 災害が発生するおそれがあり、災害対応に備える必要があるとき
活動内容	1 防災環境課長及び地域振興課長は、気象、地象、水象に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに、道及び関係機関との情報連絡にあたる。 2 防災環境課長及び地域振興課長は、関係部課と情報収集、活動状況等についての情報連絡にあたる。 3 各部課長は、防災環境課長及び地域振興課長からの情報に基づき、情勢に対応する措置を検討するとともに、巡回、軽微な活動等、随時、所属職員に対し必要な指示をする。 4 防災環境課長及び地域振興課長は、状況に応じて、その他の部課の職員を（自宅）待機とすることができる。

(2)風水害等災害時の非常配備体制

区 分	【 第 1 種 非 常 配 備 体 制 】
配備基準	1 幕別町に洪水警報が発表され、町内河川の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位を超え、避難判断水位に達するおそれがあるとき 2 局地的に被害が発生し、初期の災害対応を行う必要があるとき 3 今後、更に被害が拡大するおそれがあるとき
活動内容	1 関係部課長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。 2 関係部課長は、次の措置をとり、その状況を防災環境課長及び地域振興課長に報告するものとする。 ア 初期災害対策活動にあたる。 イ 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置するものとする。 ウ 災害対策に関係する協力関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 3 その他の部課長は、第2種非常配備体制の移行に備え（自宅）待機するとともに、所属職員に対し（自宅）待機を指示する。
区 分	【 第 2 種 非 常 配 備 体 制 】 災害対策本部設置
配備基準	1 町内河川の水位観測所のうち、いずれかが避難判断水位を超え、氾濫するおそれがあるとき 2 数地区にわたり相当規模の被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
活動内容	1 災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。 2 各対策部長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。 3 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。 ア 災害の現況について職員に周知させ、災害発生とともに、直ちに応急活動を開始できるよう所要の人員を非常配備させる。 イ 災害発生とともに、直ちに応急活動を実施し、被災状況について各対策部長に報告するものとする。
区 分	【 第 3 種 非 常 配 備 体 制 】 災害対策本部設置
配備基準	町内全域にわたり甚大な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
配備体制	1 各対策部の指定の所掌事務により活動する。 2 各対策部所属職員の全員をもって、所掌する災害対策にあたる体制とする。
活動内容	各対策部長は、災害応急対策に全力を傾注

※職員の配置基準は、「別表 3-2-3 配置職員の基準（風水害の場合）」による。

(3)地震・津波発生時の非常配備体制

区 分	【 第 1 種 非 常 配 備 体 制 】
配備基準	1 被害は軽微と見込まれるが、公共施設及び町内の状況を掌握する必要があると認められる程度の地震が発生したとき（目安：震度4） 2 本町域内で震度4以上の地震が発生し、太平洋沿岸に「津波警報」が発表されたとき。（本町域外の地震による津波は、次の3による。） 3 地震・津波による災害が発生するおそれがあり、防災環境課長及び地域振興課長が必要と認めるとき
活動内容	1 防災環境課長及び地域振興課長は、地震に関する情報の収集を図り、必要に応じて関係部課長へ状況を通知する。 2 関係部課長は、次の措置をとり、その状況を防災環境課長及び地域振興課長に報告するものとする。 - ア 初期災害対策活動にあたる。 - イ 災害対策に関係する協力関係機関及び住民との連絡にあたるとともに、関係施設の被害状況の把握に努める。 3 その他の部課長は、第2種非常配備体制の移行に備え（自宅）待機するとともに、所属職員に対し（自宅）待機を指示する。
区 分	【 第 2 種 非 常 配 備 体 制 】災害対策本部設置
配備基準	1 町全体あるいは局地的に大きな被害をもたらす地震災害が発生したとき（目安：震度5弱又は5強） 2 太平洋沿岸に「大津波警報」（特別警報）が発表されたとき。 3 町内に地震・津波による被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。
活動内容	1 災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。 2 各対策部長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。 3 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。 - ア 災害の現況について職員に周知させ、災害発生とともに、直ちに応急活動を開始できるよう所要の人員を非常配備させる。 - イ 発生とともに、直ちに応急活動を実施し、被災状況について各対策部長に報告するものとする。
区 分	【 第 3 種 非 常 配 備 体 制 】災害対策本部設置
配備基準	1 全域にわたり甚大な被害をもたらす地震災害が発生したとき（目安：震度6弱以上） 2 町内広域に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。
活動内容	各対策部長は、災害応急対策に全力を傾注

※職員の配置基準は、「別表3-2-3 配置職員の基準（地震災害の場合）」による。

別表3-2-3 配置職員の基準

(1) 風水害の場合

部	課	第1次警戒	第2次警戒	第1種 非常配備	第2種 非常配備	第3種 非常配備
企画総務部	政策推進課			○	◎	◎
	総務課			【総務係】	◎	◎
住民生活部	住民課			○	◎	◎
	防災環境課	※ △・ 【防災危機管理係】	◎	◎	◎	◎
	税務課			○	◎	◎
	糠内出張所	◎	◎	◎	◎	◎
保健福祉部	福祉課			○	◎	◎
	こども課			△	○	◎
	保健課			○	◎	◎
経済部	農林課	※ △	※ △	○	◎	◎
	商工観光課			○	◎	◎
	農業振興担当			○	◎	◎
建設部	土木課	※ △	◎	◎	◎	◎
	都市計画課		○	◎	◎	◎
	水道課	※ △	◎	◎	◎	◎
忠類総合支所	地域振興課	※ △・ 【住民生活係】	※ △・ 【住民生活係】	○	◎	◎
	保健福祉課			○	◎	◎
	経済建設課	※ △	◎	◎	◎	◎
札内支所	住民課・ 住民相談室	△	○	○	◎	◎
出納室	会計課			△	○	◎
農業委員会	農業委員会			○	◎	◎
	忠類支局			○	◎	◎
議会事務局				○	◎	◎
監査委員事務局				◎	◎	◎
教育委員会	学校教育課			○	◎	◎
	生涯学習課			○	◎	◎
	(忠類)			○	◎	◎
	幕別学校給食センター			△	○	◎
	忠類学校給食センター			△	○	◎
	図書館			△	○	◎

◎：全職員、 ○：係長以上、 △：課長以上、 【 】：該当する係
ただし、※印の課長補佐以下の配備体制は、状況により課長が判断し招集配備する。
※本部員（部長以上）は、第1種非常配備体制で招集する。
※避難所担当職員は、原則第2種非常配備体制で参集する。

(2) 地震・津波災害の場合

部	課	第1種 非常配備	第2種 非常配備	第3種 非常配備
企画総務部	政策推進課	△	◎	◎
	総務課	○	◎	◎
住民生活部	住民課	○	◎	◎
	防災環境課	○・【防災危機管理係】	◎	◎
	税務課	△	◎	◎
	糠内出張所	◎	◎	◎
保健福祉部	福祉課	○	◎	◎
	こども課	○	○	◎
	保健課	○	◎	◎
経済部	農林課	○	◎	◎
	商工観光課	△	◎	◎
	農業振興担当	△	◎	◎
建設部	土木課	○	◎	◎
	都市計画課	○	◎	◎
	水道課	○	◎	◎
忠類総合支所	地域振興課	○・【住民生活係】	◎	◎
	保健福祉課	○	◎	◎
	経済建設課	○	◎	◎
札内支所	住民課・ 住民相談室	○	◎	◎
出納室	会計課		○	◎
農業委員会	農業委員会	△	◎	◎
	忠類支局	△	◎	◎
議会事務局		△	◎	◎
監査委員事務局			◎	◎
教育委員会	学校教育課	○	◎	◎
	生涯学習課	○	◎	◎
	(忠類)	○	◎	◎
	幕別学校給食センター	△	○	◎
	忠類学校給食センター	△	○	◎
	図書館	△	○	◎

◎：全職員、 ○：係長以上、 △：課長以上、 【 】：該当する係

※本部員（部長以上）は、第1種非常配備体制で招集する。

※避難所担当職員は、原則第2種非常配備体制で参集する。

様式 3-2-1 非常配備編成計画書

年度 非常配備編成計画書

(月 日現在)

内 容 配備 区分	部 班 (電話連絡先 課 ー)						
	部情報連絡責任者					職員総数 名	
	部情報連絡員 職氏名						
	課 名	係 名	職氏名	車 種	台 数	応急資機材名	数 量
第 1 種 非 常 配備体制							
小 計							
第 2 種 非 常 配備体制							
小 計							
第 3 種 非 常 配備体制							
小 計							

第3節 気象業務に関する計画

暴風、竜巻、暴風雪、大雨、大雪、洪水、波浪、土石流等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

1 気象業務組織

(1) 予報区と担当官署

予報区は、予報及び警報・注意報の対象とする区域であり、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区を更に56に分割した府県予報区から成っている。

北海道においては、全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。十勝地方を担当する官署（府県予報区担当気象官署及び分担気象官署）は次のとおりである。

府県予報区	名称区域	担当官署
釧路・根室 ・十勝地方	釧路総合振興局、根室振興局及び十勝総合振興局管内	釧路地方気象台
	一次細分区域：十勝地方	帯広測候所 *

注） *印の帯広測候所は、分担気象官署。十勝地方の特別警報・警報・注意報発表を担当する官署である。

(2) 府県天気予報及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおり。

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
釧路・根室 ・十勝地方 (釧路地方 気象台)	釧路地方	省略	省略
	根室地方	省略	省略
	十勝地方	十勝北部	新得町、鹿追町、上士幌町、陸別町、足寄町
		十勝中部	帯広市、音更町、本別町、芽室町、幕別町、池田町、浦幌町、豊頃町、清水町、士幌町
		十勝南部	大樹町、広尾町、中札内村、更別村

※一次細分区域：府県天気予報を定常的に細分して行う区域。

※二次細分区域：特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域。

(3) 予報区担当官署の業務内容

担当官署	予報警報等の種類	回数
帯広測候所 (分担気象官署)	特別警報・警報・注意報	随時
	府県気象情報	随時

(4) 気象官署の組織等

道内には、札幌管区気象台のほか16ヶ所の気象官署があり、その組織は、次のとおりである。

気象庁	札幌管区気象台	函館地方気象台	
		旭川地方気象台	
		室蘭地方気象台	
		釧路地方気象台	帯広測候所
		網走地方気象台	
		稚内地方気象台	
		新千歳航空測候所	函館空港出張所
			釧路空港出張所
			帯広空港出張所
			稚内空港出張所
			旭川空港出張所
			女満別空港出張所
			中標津空港出張所

なお、幕別町内に気象庁観測所は、糠内地域気象観測所がある。（河川情報センターが管理する雨量計は中里にも設置されている。「第4章 第1節 水害予防計画 2 雨量水位観測所」参照）

2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

ア 種類及び発表基準

(7) 気象等に関する特別警報（発表基準は、資料編2－2 特別警報発表基準参照）

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される（一部の市町村は分割）。

現象の種類	基準
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるために重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
大津波警報	高いところで3mを超える津波が予想される場合。 （大津波警報を特別警報に位置づける）
噴火警報	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合。 （噴火警報（居住地域）を特別警報に位置づける）
緊急地震速報	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）

※ 土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(イ) 気象等に関する警報（発表基準は、資料編2－2 警報発表基準参照）

大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

(ウ) 気象等に関する注意報（発表基準は、資料編 2－2 注意報発表基準参照）

大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。
大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	なだれによる災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温 0℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、水道管の凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれのあるときに発表される。

(エ) 洪水警報及び注意報

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。

※ 土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(2) 気象情報等

ア 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

イ 釧路・根室・十勝地方気象情報・府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される情報。

ウ 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。

エ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

オ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

カ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、十勝総合振興局と釧路地方気象台（帯広測候所）から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(3) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

避難情報と防災気象情報の一覧表				
警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	警戒レベル相当情報
				住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保(必ず実施されるべき行為)	洪水等に関する情報
				水位情報が ある場合 (下段：国管理河川の 洪水の危険度分布) ¹
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(令和3年の災害対策基本法の改正による) (避難指示は、 市町村は、警戒レベル相当情報 他、暴風や日没の時刻 堤防や橋脚等の施設に 関係する情報 なども参考に、総合的に 避難指示等の発令を 判断する)	水位情報が ない場合 (下段：洪水警報 の危険度分布)
				内水氾濫に 関する情報
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 [※]	高齢者等避難	土砂災害に 関する情報 (下段：土砂災害の 危険度分布)
				高潮に 関する情報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	氾濫発生情報
				危険度分布：黒 (注意している河川・地域)
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	氾濫危険情報
				危険度分布：紫 (注意している河川・地域)
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保(必ず実施されるべき行為)	大雨特別警報 (浸水害) ²
				土砂災害特別警報 (土砂災害)
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(令和3年の災害対策基本法の改正による) (避難指示は、 市町村は、警戒レベル相当情報 他、暴風や日没の時刻 堤防や橋脚等の施設に 関係する情報 なども参考に、総合的に 避難指示等の発令を 判断する)	高潮特別警報 ³
				高潮警報 ⁴
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 [※]	高齢者等避難	土砂災害警戒情報
				危険度分布：赤 (注意している河川・地域)
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	大雨警戒情報(土砂災害)
				危険度分布：赤 (注意している河川・地域)
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	高潮警戒情報 ⁵
				危険度分布：黄 (注意している河川・地域)

※ 高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせて、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

【補足】

町が発令する避難指示等は、町が総合的に判断をして発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令しないことがある。

(4) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

	・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(5) 指定河川洪水予報

ア 種類及び指定河川

	種 類	発表機関	内 容	指定河川
洪水予報 水防法第10条第2項 気象業務法第14条 の2第2項	警 報 注意報 情 報	釧路地方気象台 帯広開発建設部 共同作成	指定河川について、水位 または流量を示して行う 警報等	十勝川 札内川
水 防 警 報 水防法第16条	待機・準備 出動・指示 ・解除	帯広開発建設部	指定河川地域の水防管理 者団体に水防管理活動を 行う必要があることを警 告して発表	十勝川 札内川

イ 発表基準及び洪水予報の伝達

発表基準及び洪水予報の伝達については、「第4章 災害予防計画 第11節 水害予防計画（参考）十勝川水系洪水予報」による。

(6) 火災気象通報

実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合若しくは平均風速で毎秒12m/s以上が予想される場合。なお、平均風速が12m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

3 気象警報等の伝達方法

気象官署等の発する気象、水防等に関する警報の伝達方法は、「別図3-3-1 気象警報等伝達系統図」及び「別図3-3-2 火災気象通報図」によるが、警報の通報を迅速的確に行うための伝達方法は、次のとおりとする。

(1) 伝達方法

気象官署等から通知された気象、水防等に関する警報（水防に関する予警報の伝達計画は「第4章 第1節 水害予防計画」による。）又は道（十勝総合振興局）が発する対策通報を受けたとき、防災環境課長は「別図3-3-1 気象警報等伝達系統図」により、無線、テレビ、ラジオ、電話、携帯電話、メール、FAX等を用いた多重化、多様化した方法により、消防機関、関係部署及び住民に通知する。また防災環境課長は、必要に応じて関係機関及び団体にも通知する。（「別表3-3-1 気象警報等の伝達責任者一覧」及び「別表3-3-2 関係機関等の連絡先一覧」を参照）

(2) 勤務時間外における気象警報の取扱い

勤務時間外において当直者が気象警報等を受けたときは、「様式3-3-1 気象警報等受理票」に記載するとともに、次に掲げる警報を防災環境課長（不在のときは防災危機管理係長）に連絡し、勤務明けの際、気象警報等受理票を防災環境課長に提出する。

ア 特別警報

大雨、暴風、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震

イ 気象警報

大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、津波

ウ その他特に重要と認められる各種注意報

気象注意報及び各種注意報で情報の伴うものは、直ちに防災環境課長（不在のときは防災危機管理係長）に連絡する。

気象注意報及び各種注意報で情報の伴わないものは、当直明けの際、「様式 3-3-1 気象警報等受理票」を防災環境課長に提出する。

4 異常現象を発見した者の措置等

(1) 通報義務（基本法第54 条第1 及び2 項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように努力しなければならない。

(2) 警察官等の通報（基本法第54 条第3 項）

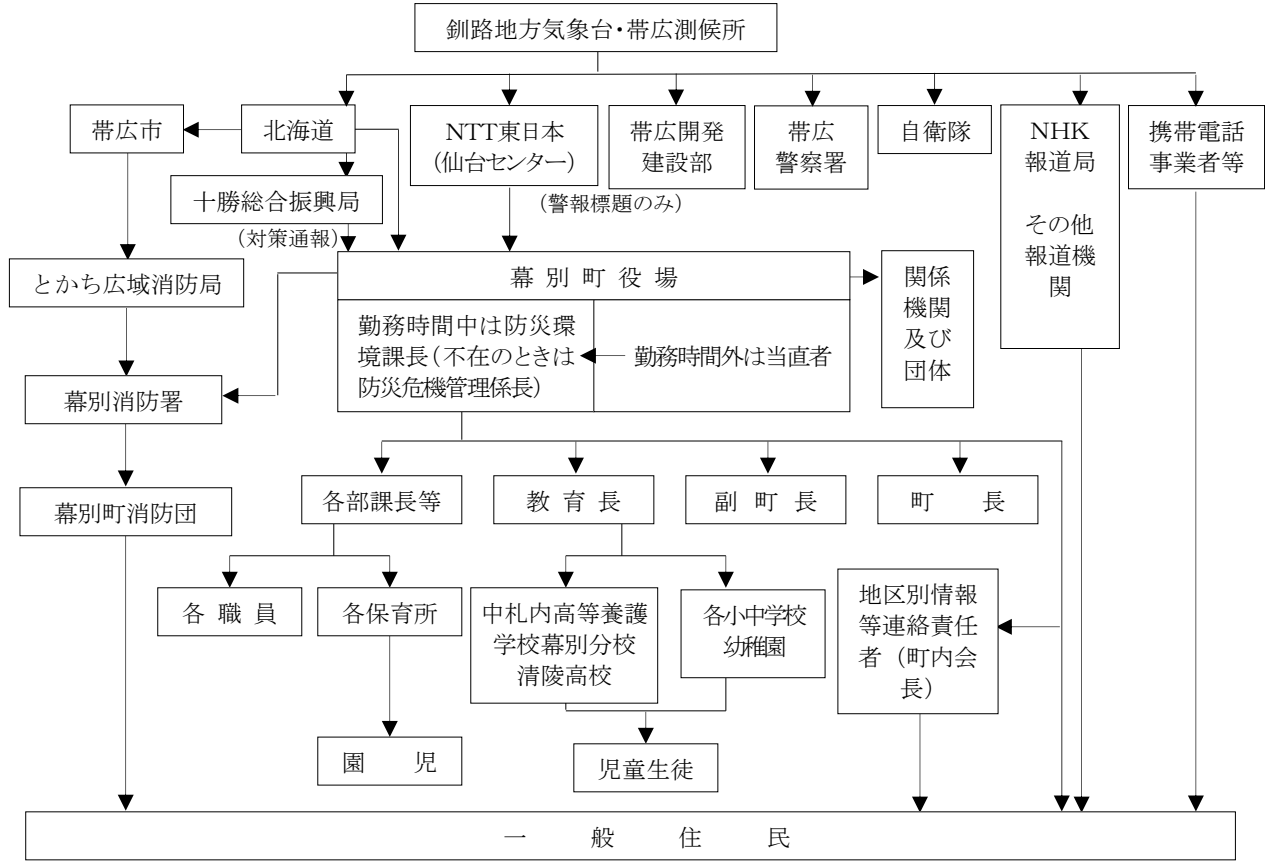
異現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

(3) 町長の通報（基本法第54 条第4 項）

異常現象に関する通報を受けた町長は、帯広測候所に通報しなければならない。

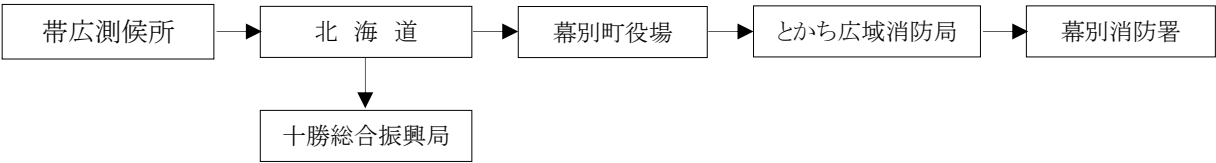
あて先官署名	電話番号	地 域
帯広測候所 帯広市東4条南9丁目2－1	帯広（0155）25-2334	十勝総合振興局地域管内

別図 3-3-1 気象警報等伝達系統図



※ 緊急速報メールは「気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報」が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアへ送信される。

別図 3-3-2 火災気象通報図



別表 3-3-1 気象警報等の伝達責任者一覧

伝達先	伝達責任者	副責任者	伝達方法	備 考
庁内各課	防災環境課長	防災危機管理係長	口頭・庁内放送・庁内LAN・電話・登録制メール(防災情報メール)	
消 防 署	〃	〃	電話・FAX・口頭	
町内会長	〃	〃	電話(必要に応じて対象地域の町内会長へ連絡)	対象地域の町内会長は住民へ連絡
関係機関	〃	〃	電話・FAX・メール・口頭	
小中学校	学校教育課長	総務係長	〃	
保 育 所	こども課長	保育係長	〃	
住 民	防災環境課長	防災危機管理係長	防災行政無線、広報車、エリアメール、	

			電話、登録制メール(防災情報メール)、LINE、ホームページ、SNS、テレビ・ラジオ	
--	--	--	--	--

別表 3-3-2 関係機関等の連絡先一覧

名 称	所 在 地	電話番号
幕別消防署	幕別町錦町90番地	0155-54-2434
幕別郵便局	幕別町本町51番地1	0155-54-2030
帯広警察署幕別駐在所	幕別町宝町53番地1	0155-54-2151
〃 札内交番	幕別町札内中央町487番地	0155-56-2151
〃 糠内駐在所	幕別町字五位373番地	0155-57-2151
〃 忠類駐在所	幕別町忠類白銀町165	01558-8-2151
北海道旅客鉄道(株)幕別駅	幕別町錦町141番地	0155-54-2100
〃 札内駅	幕別町札内中央町730	0155-56-2029
帯広開発建設部帯広道路事務所	幕別町札内西町73-6	0155-25-1250
〃 帯広河川事務所	幕別町札内西町73-6	0155-25-1294
〃 広尾道路事務所	広尾町並木通東2丁目5	01558-2-3148
〃 足寄道路事務所	足寄町栄町1丁目43	0156-25-2601
十勝総合振興局(危機対策室主査)	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9023
保健環境部	帯広市東3条南3丁目	0155-24-3111
東日本電信電話(株)北海道支店帯広支社	帯広市西4条南5丁目1	0155-23-7922
帯広測候所	帯広市東4条南9丁目	0155-25-2334
幕別町農業協同組合	幕別町本町45番地	0155-54-4115
札内農業協同組合	幕別町札内中央町467番地	0155-56-2131
帯広大正農業協同組合	帯広市大正本町東1条2丁目1	0155-64-5211
忠類農業協同組合	幕別町忠類栄町259	01558-8-2311
幕別町商工会	幕別町錦町141-19	0155-54-2703
幕別町商工会忠類支所	幕別町忠類白銀町204	01558-8-2141

様式 3-3-1 予報（注意報など含む）、警報、特別警報、並びに情報等受理票

予報(注意報など含む)、警報、特別警報、並びに情報等受理票					
年 月 日		午前・午後 時 分		連絡＝電話・電報・無線	
発 信 者		受 信 者		印	
警報等の種類		発表時刻		午前・午後	時 分
受理事項					
処理方法					